

## 第4回アリモドキゾウムシ対策検討会議の概要

(令和6年6月4日開催)

本検討会議においては、事務局からこれまでの発生状況及び防除対策の実施状況を報告の上、緊急防除の解除条件について検討が行われ、3の方針により対応することが妥当とされた。

### 1. アリモドキゾウムシの発生状況について

浜松市内の計406地点でフェロモントラップによる調査を実施した結果、前回の検討会議(令和5年11月29日)以降、雄成虫の誘殺は確認されなかった。

また、発生区域内において寄主植物の有無を調査したところ、さつまいも等の寄主植物の作付けはなく、ノアサガオ等の野生寄主植物が認められた地点については、速やかに寄主植物を除去し、切開調査を実施した結果、本虫の寄生がないことを確認した。

### 2. 防除対策の実施状況について

前回の検討会議以降、当該会議での検討結果を踏まえ、緊急防除の周知を徹底して実施するとともに、リスクに応じて濃淡をつけた防除対策を実施した。

#### (1) 周知の徹底

○防除区域内だけでなく防除区域周辺の住民も含めた周知として、静岡県、浜松市のホームページや広報誌による周知活動を継続して実施。なお、本年7月上旬に地域住民を対象に浜松市でシンポジウムを開催し、過去にアリモドキゾウムシ・イモゾウムシを根絶した経験のある鹿児島県の担当者から、屋久島や指宿市におけるアリモドキゾウムシ・イモゾウムシの緊急防除の取組事例を紹介してもらう予定。

○貸農園では、把握するすべての貸農園内に、作付け禁止に関する看板を設置した。

○住宅地では、緊急防除に関するチラシを全戸配布するとともに、寄主植物調査では住宅地の庭を目視調査した。調査の結果、寄主植物が確認されたものの居住者不在のため対応できなかった場合は、チラシを投函し、再度訪問して除去した。今後予定している寄主植物調査でも同様の対応とる。

## (2) 防除対策の実施

- テックス板の散布について検討した結果、本虫が多発していない現状においては、テックス板の設置がフェロモントラップの誘引効果を減殺し、発生の有無の確認及び発生場所の特定ができなくなる可能性が否定できないため、テックス板を使用しないこととした。
- 本年5月、発生区域内で寄主植物調査・除去を実施するとともに、令和4年のさつまいもの栽培ほ場及び残渣廃棄場所、これまでの寄主植物除去地点において、寄主植物の再生の有無を確認し、再生が確認された場合は、速やかに除去した。
- 海岸のハマヒルガオの除去について検討した結果、ハマヒルガオで本虫の寄生が確認されておらず、昨年7月に徹底除去後、海岸付近で本虫が誘殺されていないため、更なる除去は不要と判断した。他方、本虫が寄生可能なハマヒルガオの茎の太さに関する情報が確認できないため、本年度調査を実施し、今後本虫が発生した際に、調査結果を参考として、その対応について検討することとした。
- 土手のノアサガオの除去について検討した結果、土手のノアサガオは、除去後1/3から1/2程度しか再生していないこと、再生地点のうち一部地点では除草剤散布が可能であることが判明。定期的な除草作業や除草剤散布を実施することとした。

## 3. 緊急防除の解除条件について

前回の検討会議の結果や本虫の誘殺状況を踏まえ、本検討会議において、緊急防除の解除条件について検討した結果、以下の理由から、本年11月上旬までの間、アリモドキゾウムシが確認されないこと及びその他の情報を踏まえて、発生が終息したと考えられる場合に、学識経験者の意見を聴いた上で緊急防除の解除を判断すべきとされた。

- 文献調査の結果、30度を超える高温条件下においては、本虫の発育が遅延することが示唆され、今年の夏においても高温による発育遅延が生じる可能性が否定できない。
- 昨年は2世代相当期間を超えて本虫が確認されていることから、3世代相当期間（9月下旬）、又はそれ以上の期間、発生状況を確認の上、判断する必要がある。
- 昨年は11月9日に本虫が確認されたことを踏まえ、本年11月上旬までの間、発生状況を確認することが妥当である。

以上